

教材における修正のお知らせ

このたび「基本講義レジュメ・民法⑧」につきまして、分かりづらい部分がありましたので下記のように修正いたしました。お手数ではございますが、ご修正の上ご使用くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながらスタッフ・講師一同、皆様の合格を心より祈念しております。

	誤	正
P2【抵当権の消滅】 の最右列の記載	抵当不動産の 時効取得	第三者による抵当不 動産の時効取得※
	消滅しない (397条)	消滅する (397条)
	消滅しない (397条)	消滅する (397条)
	消滅しない (大判昭15.8.12)	消滅する
		※なお、債務者、物上保証人 が当該抵当不動産の取得時 効の要件を満たしても抵当 権は消滅しないと解されて います。また、抵当不動産の 第三取得者も同様と解され ています(大判昭 15.8.12)。

以 上